(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山三九五、三九五の一、三九六、三九七、三九七の一、三九八、三九九の一・四〇〇の一・四〇〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇一の一、四〇一の二、四〇一の三（次の図に示す部分に限る。）、四〇二、四〇二の一、四〇三、四〇四、字小柳谷四〇五、四〇六、四〇六の一、四〇七から四一〇まで、四一一の一、四一一の二、四一二、四一三、四一三の一、四一四から四一九まで、四一九の一、四一九の二、四二〇の一、四二二、四二三の一から四二三の三まで、四二四から四二九まで、字柳谷西平四三〇から四三六まで、四三六の一、四三七、六六五、字柳谷東平四四一、四四一の一、四四二から四四五まで、四四六の一、四四六の二、四四九の一、四四九の二、四五〇の一、四五〇の二、四五一から四五九まで、四五九の一、四五九の二、四六〇から四六二まで、字小谷山四七八から四八二まで、四八二の一、四八三から四八六まで、四八八から四九四まで、字綾木谷田上四九五から五〇〇まで、五〇一の一、五〇一の二、字コタノ谷五〇二から五〇四まで、五〇五の一、五〇五の二、字綾木谷山五〇六の一、五〇六の二、五〇七の一から五〇七の三まで、五〇七の六、五〇七の八から五〇七の一一まで、五〇八の一、五〇八の二、五〇八の四、五〇九の一から五一一まで、五一五の一、五二五の二、五二六の一、五二六の二、五二七、五二八の一、五二八の二、五二八の四、五二九の一、五二九の二、五三〇の一、五三一の一、五三一の二、五三二から五三四まで、五三四の一から五三四の四まで、五三四の六、字綾木谷東平口五三五の一、五三五の二、五三五の四、五三六の一、五三六の二、五三七の一、五三七の二、五三七の四から五三七の八まで、五三八の二、五三九の一、五三九の二、五三九の四、五三九の五、五四〇の一、五四一の一、五四一の二、五四一の四、五四二の一、五四二の二、五四三の一、五四四の一、六六六、字トソフ平五四五から五四七まで、五四八の一、五四八の二、五四八の四、五四八の五、五四九の一、五四九の二、五五〇の一、五五一、五五二の一、五五二の二、五五三の一、五五四の一、五五四の二、五五四の四、五五四の五、五五五、五五六の一、五五六の二、五五六の四、五五七の一から五五七の四まで、五五八の二から五五八の四まで、五五九の一、五五九の三から五五九の五まで、五六〇から五六二まで、字ホフソウ谷五六三から五六八まで、五七〇、五七一の一、字ミタアト五七二の一、五七二の二、五七二の五、五七二の七から五七二の一二まで、五七三の一から五七三の三まで、五七四の一、五七四の二、五七四の六、五七五の一、五七五の二、五七六の一、五七六の五、字カンマチロ五七九、五八〇、五八一の一、五八三の一、五八三の二、五八四から五八七まで、字ツヤ々谷五八八の一から五八八の三まで、五八九の一、五八九の二、五九〇から五九三まで、五九三の一、五九四、五九五の一、五九五の二、字サスサコ五九六、五九八から六〇〇まで、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇一、六〇二の一から六〇二の三まで、六〇三から六一〇まで、六一一の二、六一一の三、六一二の一、六一二の三、六一三の一、字横掛平六一四の一、六一四の二、六一五の一、六一五の二、六一六、六一七の一、六一八から六二二まで、六二三の一、六二三の二、六三三の一、六三四、六三五の一、六三五の二、六三六の一、六三六の二、六三七の一、字迎ヒ六三八の一、六三九の一、六四〇の一から六四〇の四まで、六四一の一、六四二、六四二の一、六四三、六四四、六四五の一、六四五の二、六四六から六五〇まで、六五一、六五二、字下モ迎イ平六五四の一、六五四の三、六五五、六五六の一、六五六の四、六五七の一、六五八、六五九の一、六五九の二、六六〇、字岩尾平六六一、六六二、六六二の一から六六二の三まで、六六四の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県鳥取市横枕字目谷西平六七一、字目谷東平下モ六七三の一、下砂見字逢ヶ鳴ル一五六七の五、一五六八の二から一五八の六まで、一五六八の八、一五六八の九、一五六八の一から一五六八の一三まで、上砂見字柏谷山一〇九四の二、一〇九五の二、岩坪字坪尻六一〇、六一一、六一一の一、字奥椀谷ノ上一一四二の一、一一四三、一一四五、一一四五の一から一一四五の三まで、一一四六、一一四六の一、一一四七、字瀬戸ノ上南一一六八から一一七三まで、字下小原山一一七四から一一八三まで、一一八五、一一八五の一から一一八五の四まで、一一九七の一から一一九七の九まで、一一九八、一一九九、字中小原山一二〇二の一一、一二〇二の一二、一二〇九から一二一一まで、字向山上ミ一二九二の二、一二九三の二、字奥椀谷東一六五六の二、一六五六の三、字奥椀谷東一六五七の二（次の図に示す部分に限る。）、一六五七の三から一六五七の七まで、一六五八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥椀谷ノ上一一四五の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県鳥取市下味野字寺屋敷八八三の三から八八三の五まで、八八三の一一、上味野字小屋場ノ二　七四八の二、七四八の五、横枕字屋敷下分三四〇の一、猪子字東谷一五九、一六〇、字長坂五二八の二、五二九、五三〇、五三二、字糸谷東平七四二の一、字糸谷西平七四三、玉津字臼谷四一八の二、字幟尾四二五、長谷字沢田六九四、字孫目ヶ谷七二四の三、赤子田字宮ノ谷四七五の二、四七五の三、下砂見字森田平上九一六の二、字隈平ラ九一八、九二五、九二六、九二七の二、字畑ノ尾一二七六の三、字芳谷一三六二、字曽輪谷一四七六から一四七九まで、中砂見字溝上一一八から一二〇まで、一一二三、一一二四の一、字森ノ元一三四四、字赤坂一五三二の一、一五三三の一、一五三三の三（次の図に示す部分に限る。）、上砂見字上小畑八五六の一、字拾石一一六六の一、字小畑山一二八四、字仙谷山一三三二、岩坪字向山五三五の三、五四三、五四七の一、五四八